尾張旭市監査公表第12号

令和5年3月30日付け尾張旭市監査公表第7号をもって公表した定例監査結果報告について、令和5年3月31日付け4長第1588号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和5年4月28日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

健康福祉部長寿課

監査の指摘事項	措置状況
城山老人いこいの家雨漏り修繕に係る	指摘事項につきましては、今後におい
事務において、契約締結伺いに誤った請	て、正確な事務の遂行に努めます。
負金額が記載されており、決裁文書とし	
て正確性に欠けている。	